

## 印西市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市が発注する工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負の契約において、地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により実施する低入札価格調査に関し、法令等別に定めるもののほか、印西市契約事務規則（平成18年4月1日施行、以下「契約事務規則」という。）第46条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 予定価格

競争入札に付する事項の総額について定めた価格をいう。

(2) 低入札価格調査

地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその旨により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査することをいう。

(3) 調査基準価格

低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

(4) 事業担当課

当該事業に係る契約、当該事業の設計及び積算並びに事業の監督等を担当する課をいう。

(5) 入札担当課

当該事業に係る入札を担当する課をいう。

(低入札価格調査制度の対象)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 総合評価方式の入札による工事等の請負契約

(2) 予定価格が1億円以上の一般競争入札による工事等の請負契約

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査における調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入

札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格の100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 工事等の性質において前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で定める適宜の額とする。  
(失格基準の設定)

第5条 前条の規定にかかわらず、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額から千円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を下回る価格（以下「失格基準額」という。）をもって入札した場合は失格とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

2 前条の調査基準価格を下回る入札のうち、第10条に規定する事情聴取等を行う前に、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認める基準（以下「失格判定基準」という。）は、別表第2のとおりとする。  
(低入札価格調査事項)

第6条 低入札価格調査に係る調査事項は、次の各号に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 当該事業を行うに当たって、当該入札者が予定している労務及び資材等の量並びにそれらの調達等に関する事項
- (2) (1)の適否
- (3) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (4) 当該入札者の経営状況
- (5) その他必要事項  
(予定価格書への調査基準価格の記載)

第7条 予定価格を記載した書面（以下「予定価格書」という。）に、低入札価格調査の基準の基づく具体的な金額を「(調査基準価格 円)」と記載

し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/110」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第8条 低入札価格調査の円滑な運用を図るため、市長は、それぞれ入札に係る通知等あるいは現場説明並びに入札執行の際に次の各号に掲げる事項を説明し、問題の発生しないよう配慮しなければならない。

- (1) 低入札価格調査の基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回る価格で入札をした者(以下「低価格入札者」という。)は、最低価格の入札者又は総合評価方式による入札における評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、当該入札後における第10条第1項に規定する書類を期限までに提出すべきこと。
- (5) 職員が事情聴取等の調査を実施する場合は協力すべきこと。
- (6) 第10条第3項の規定に該当する場合、入札が無効となること。
- (7) 低価格入札者と契約を締結した事業については、第14条の規定による取り扱いが行われること。

(落札者の決定の保留)

第9条 入札の結果、落札候補者となる者が低価格入札者であった場合においては、その者を低入札価格調査対象者(以下「調査対象者」という。)とし、入札執行者は、入札参加者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第10条 前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、調査対象者は、通知を受けた翌日から起算して平日5日以内に、低入札価格調査報告書を作成し、入札担当課に提出しなければならない。

2 前項の規定による期限までに書類の提出があった場合においては、事業担当課の長は、次の各号に掲げる事項について、該当書類に基づき、調査対象者からの事情聴取等を行うものとする。また、第12号、第14号及び第15号に係る事項にあつては、入札担当課の長が、調査するものとする。ただし、調査対象者が過去5年間に、印西市と種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有すると認められる者である場合にあつては、調査事項の一部を省略することができる。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳書
- (3) 契約対象事業付近における手持ち事業の状況
- (4) 契約対象事業に関する手持ち事業の状況

- (5) 契約対象事業の箇所と入札者の事業所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (8) 手持機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 建設副産物に関する事項
- (11) 過去に施工した公共事業の名称及び発注者及び成績状況
- (12) 経営内容
- (13) (1) から (12) までの事情聴取した結果についての調査検討
- (14) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (15) 信用状態
  - ア 建設業法違反の有無
  - イ 賃金不払の状況
  - ウ 下請代金の支払遅延状況
  - エ その他

3 第1項の規定による期限までに書類の提出がない場合、届出により低入札価格調査報告書の提出を辞退した場合、又は事情聴取等の調査に協力をしない場合について、調査対象者の入札を無効とする。

4 別表第2の規定により失格判定基準に該当することが明白な場合の事情聴取等については、この限りでない。

5 第2項ただし書きにより省略できる項目は、第1号、第2号、第12号、第14号、第15号を除く項目とする。

6 事業担当課の長は、第2項の調査を行い、低入札価格調査表を作成し、入札担当課の長に提出するものとする。また、提出を受けた入札担当課の長は、印西市低入札価格調査委員会設置要綱（平成20年10月1日施行）第2条に規定する低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に提出し、その審査を受けるものとする。

7 前項に係る調査委員会の審査は、次の各号に該当するときは、書類回議の方法によることができるものとする。なお、第1号に該当する場合については、低入札価格調査表の作成を省略することができるものとする。

(1) 別表第2の規定により失格判定基準に該当することが明白なとき。

(2) 調査対象者が過去5年間に、印西市と種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有すると認められる者であるとき。

8 第6項で提出した資料の説明は、各々調査した課の長又は長に命ぜられた係長以上の職員が行うことを原則とする。

（落札者の審議方法）

第11条 前条第3項の規定により入札が無効となった場合又は第6項の審査により契約に適合した履行がされないおそれがあるとなった場合は、調査対

象者と契約せずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は総合評価方式による入札における評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を新たに落札候補者と決定することとする。なお、次順位者（次々順位者も含む。）が低価格入札者であった場合は、その者を新たに調査対象者としたうえで、第10条の手続きを行うものとし、前条第1項の規定による期限までに低入札価格調査報告書を提出させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履行期間、時間的な制約等特別な事由があり、前項の審議方法によりがたい場合は、すべての低価格入札者に対して、同時に第10条以降の手続きを行うことができるものとする。

（落札者の決定）

第12条 調査委員会は、第10条及び第11条の規定による審査の結果について市長に答申し、入札担当課の長は市長の承認を得て、落札者の決定をするものとする。

（落札者の通知）

第13条 前条により落札者が決定したときは、入札担当課の長は、事業担当課の長に開札調書により送付するものとする。

2 入札担当課の長は、低入札価格調査が行われた場合において、第12条の規定により、落札者が決定したときは、入札参加者に対し、次の各号に掲げる通知を書面、電話又は電磁的な方法等により行うものとする。

（1）最低価格入札者等が落札者となった場合は、その旨

（2）最低価格入札者等以外の者が落札者となった場合は、最低価格入札者等に対しては最低価格入札者等であるが落札者とならなかった旨、その他の入札者に対しては最低価格入札者等以外の者が落札者となった旨

（契約後の取扱）

第14条 低価格入札者と契約を締結した事業にあつては、次の各号に掲げるとおり、対象事業の確実な履行の担保及び監督体制等の強化に努めるものとする。

（1）第12条の規定により決定した落札者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。

（2）施工体制台帳等活用マニュアル（平成16年12月28日、国総入企第26号）に基づき施工体制台帳の確認、ヒアリングを行うものとし、特に、技術者の現場専任制の徹底、一括した請負に関する点検の強化については、重点的に行うものとする。

（3）前号の規定による施工体制台帳等の確認の他、中間検査を行うものとする。

（4）監督員は、当該事業に係る監督業務において段階検査、施工又は実施（以下「施工等」という。）の検査等を実施するにあたって、立会いを原

則とする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載内容に沿った施工等が実施されているか確認を併せて行い、実際の施工等が記載内容と異なる場合は、その理由等について確認し適切な指導を行うものとする。

(虚偽説明等への対応)

第15条 市長は、落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなったときは、「印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱」別表第2第9項(その他不正又は不誠実な行為)により指名停止の措置を講じるものとする。

(情報の公開等)

第16条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第8条及び同法施行令第7条の規定により低入札価格調査制度に係る次の各号に掲げる事項について、入札担当課若しくは行政情報閲覧室において、閲覧の方法をもって公表するものとする。

(1) 調査基準価格は、開札調書(以下同じ。)の閲覧をもって公表する。

(2) 最低の価格又は最も高い評価値をもって落札者とせず、次の順位の者を落札者とした場合の経緯及びその理由は、調査経緯表をもって閲覧の方法によりこれを公表する。

(その他)

第17条 当該入札を執行する事業(工事等の請負契約及び物件の買入れその他の契約をいう。ただし、財産の売り払い及び物件の貸付け契約は除く。)において、入札執行前に著しい低価格(以下「不当ダンピング」という。)による入札等がなされる情報がある場合は、本要領の規定を、適宜、準用し調査できるものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告又は指名通知(以下、これらを「入札の公告等」という。)を行う工事等の請負契約を締結する場合について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事等の請負契約を締結する場合については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告又は指名通知

(以下、これらを「入札の公告等」という。)を行う工事等の請負に係る入札について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事等の請負に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告又は指名通知(以下「入札の公告等」という。)を行う工事等の請負に係る入札について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事等の請負に係る入札については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第1項及び第5条第1項）

項目	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等

別表第2（第5条第2項）

項目	内容
1 設計仕様等に適合しない場合	<p>ア 市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合</p> <p>イ 材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合</p>
2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	<p>ア 積算内訳書の各項目の金額と入札時に提出された入札金額内訳書の各項目の金額が異なる場合</p> <p>イ 算出根拠が明確でない場合</p> <p>ウ 金額が一括計上されている場合</p> <p>エ 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合</p> <p>オ 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合</p> <p>カ 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合</p> <p>キ 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合</p> <p>ク 下請け予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合</p>
3 建設副産物の処理が適正でない場合	<p>ア 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>イ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設</p>

	計仕様書等に合致していない場合
4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	<p>ア 監理技術者等が重複専任になる場合</p> <p>イ その他法令違反が認められる場合</p>
5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	<p>ア 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。）</p> <p>イ 入札日から過去1年以内において、千葉県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く。）</p> <p>ウ その他、適正な工事の履行がなされないと認められる場合</p>